明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（二四四）　二

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（二四五）　三

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務一三四）　六

○令和二年度から令和四年度までの間における小学校学習指導要領、現行中学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領並びに現行高等学校学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件の規定により適用する新高等学校学習指導要領の特例を定める件（文部科学一〇四）　七

○令和二年度から令和四年度までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件並びに特別支援学校高等部学習指導要領及び平成三十一年四月一日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の特例を定める件（同一〇五）　七

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一五一一）　八

〔人事異動〕

法務省　特許庁　九

〔叙位・叙勲〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁
押収物還付関係　一〇

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇ガス事業法施行令及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（政令第二四四号）

（経済産業省）

一　ガス事業法施行令の一部改正関係

1　兼業の制限の対象となる一般ガス導管事業者の導管の規模は、導管の総延長が二万六、〇〇〇キロメートルであること等とすることとした。（第五条関係）

2　兼業の制限の対象となる特定ガス導管事業者の導管の規模は、導管の総延長が二万六、〇〇〇キロメートルであること等とすることとした。（第六条関係）

3　特別一般ガス導管事業者の特定関係事業者等（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。）及び特別特定ガス導管事業者の特定関係事業者等（ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者を除く。）に関する委員会の権限を経済産業局長へ委任することとした。（第一七条第五項関係）

二　電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

1　電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第四七条第二項の規定による所有権の保存の登記の申請等について、所要の手続規定を定めることとした。（第一〇条関係）

2　法人の分割に関する登録免許税の非課税の対象となる法人の導管の規模は、導管の総延長が二万六、〇〇〇キロメートルであること等とすることとした。（第一一条関係）

三　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行することとした。

◇海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二四五号）

（環境省）

1　海洋環境の保全の見地から有害である物質の追加等を行うこととした。（別表第一関係）

2　海洋環境の保全の見地から有害でない物質の追加を行うこととした。（別表第一の二関係）

3　この政令は、令和三年一月一日から施行することとした。